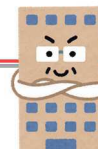




企業や法人組織も終活・婚活を検討しましょう  
相続税の納税猶予制度 ~ 納税猶予額はいくら? ~  
早期経営改善計画の活用事例  
民法改正 ~ 配偶者居住権制度 ~

## 企業や法人組織も終活・婚活を検討しましょう



「終活」という言葉が辞書に掲載され市民権を得るようになりました。

人生の終わりをポジティブに捉えてエンディングノートを書いたり遺言を書いたり様々な準備する人が増えています。人間には、避けがたい死という存在がありますが、法人は「ゴーイング CONCERN( going concern)」と言って、本来、永遠に続く事を前提としています。しかし、東京商工リサーチによると2017年に倒産した企業の平均寿命は23.5年で人間の平均寿命よりはるかに短くなっています。やはり、後継者に経営を上手にバトンタッチできないと一人の人間が元気に活動出来る期間は限定されるのですね。後継者が存在すれば、企業や組織の寿命は伸びるわけです。

では、その後継者の不在率ですが、帝国データバンクの調査によると国内企業の約3分の2にあたる66.5%が後継者不在でその割合が年々高まっているそうです。クリニックでは90.3%、歯科医院でも89.3%の割合で後継者が決まっています。

経済産業省の推計(2015年)によれば、後継者問題等による中小企業の廃業が急増することで、2025年までの10年間で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性が示唆されています。国も税制や助成金など様々な制度を作り、事業が継続するように事業承継支援策を拡充しています。

このような支援策の多くは時限立法ですので、自分の率いる組織をどのように終わらせるのか? 引き継ぎをするのか? 検討する良いタイミングだと思います。

引き継ぎは、後継者が身内にいなければ、身内以外で個人ではなく法人企業に継いでもらうことが有効です。他人が継いで欲しくなるような組織にする為に再度、経営内容や財産を見直す事が重要です。M & Aと聞くと良いイメージを持たない方も多いですが、個人に置き換えると婚活に近いかもしれません。自分の率いる組織の、自分の寿命以降の行く末を考える機会を持つ事が重要だと感じるこの頃です。

成迫 升敏



----- 年末年始休業のお知らせ -----

平成30年12月29日から平成31年1月6日まで  
年末年始休業とさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程お願い申し上げます。

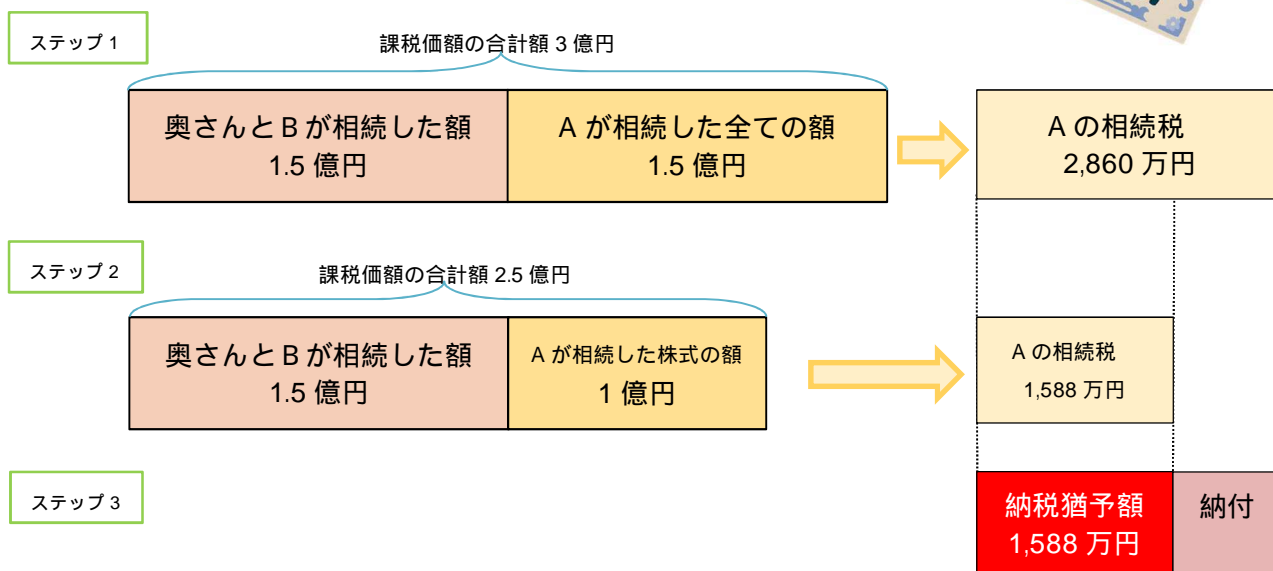
## 相続税の納税猶予制度 ～納税猶予額はいくら？～

平成 30 年度の税制改正で事業承継税制が大幅に改正となり活用しやすくなりました。今回創設された「特例措置」では、平成 35 年 3 月 31 日までに特例承継計画を提出し、10 年以内（平成 39 年 12 月 31 日まで）に贈与又は相続が発生した場合は、全株式の贈与税・相続税を猶予することができます。では実際に納税猶予額がいくらになるかを試算してみます。

### 事例

製造業を営む会社の会長は既に取り締役に退いており、後継者は長男 A で既に代表取締役役に就任しています。会長の奥様は会社で経理をしており、その他に次男 B がいますが他の会社で働いています。会長が所有する自社株式の評価額は 1 億円で、会長の相続財産は自社株式以外で 2 億円です。会長は後継者である長男 A に自社株式 1 億円と相続財産のうち 5 千万円を、奥様と次男 B には 7,500 万円ずつを相続させたいと考えています。会長が亡くなった時の相続税の納税猶予額はいくらになるのでしょうか？

< 試算表 >



ステップ 1：課税価額の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、後継者の課税価額に対応する相続税を計算します。

ステップ 2：後継者が取得した財産が「特例措置の適用を受ける非上場株式等」のみであると仮定した場合の後継者の相続税を計算します。

ステップ 3：「 の金額」が「納税が猶予される相続税」となります。なお、「 の金額」から「納税が猶予される相続税（ の金額）」を控除した「 の金額（納付税額）」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。

上記の試算の通り、後継者の納税猶予額が 1,588 万円になり、後継者の納付税額を減額することができます。納税猶予を行う前の相続税の実行税率は 19% に対して、納税猶予後は 8.5% と半減します。後継者に株式を移転させる上では有効な手段と考えられます。注意すべき点として「納税猶予の打切り事由」に該当した場合は、納税猶予額と利子税を納付する必要があります。また、後継者の次の世代は「一般措置」に戻るため、相続税の納税猶予は発行済株式の 3 分の 2、納税猶予割合は 80% になり、相続税額の約 5 割しか納税猶予できなくなります。納税猶予を受けるためには適用要件やメリット・デメリットをしっかりと把握した上で行う必要があります。

まずは個人の相続財産と自社の株式の評価額を確認して納税猶予額を計算してみたいでしょうか？ご興味のある方は担当者までお声かけください。

生田 宏明

## 早期経営改善計画の活用事例

平成 29 年 5 月 29 日にスタートをした早期経営改善計画策定支援は、中小企業の経営者が経営改善に取り組むことを支援するため、計画策定にかかる費用の 3 分の 2 (上限 20 万円) を国が負担する制度であり、従来の「経営改善計画」を簡潔にした制度です。借入金の返済額の減額や停止、借り換えなどの金融支援を条件としないため「計画を作ってもどんなメリットがあるのか分からない。」との声も頂いていることから、今回の事務所通信では、実例を用いて「早期経営改善計画の本当の効果」をご紹介します。

### 早期経営改善計画とは

経営者が経営の専門家と一緒に自己の経営を見直して、「資金繰り表」や「今後 3 年間の数字計画」等を作成し、経営改善計画をメイン銀行に提出することで、事業の将来像を理解して頂くことができます。また、金融支援を必要としないため簡潔でスピーディーな計画策定が可能となります。

### ケーススタディ A 社 (飲食店経営)



#### ① A 社の状況

弊社と A 社の社長は、平成 29 年 7 月に県内の金融機関を通じて知り合いました。創業から約 20 年、県内で飲食店 3 店舗を営むも営業利益は赤字、借入金も大きく、資金繰りも厳しい状況でした。社長は、とにかくお金を回すことに意識が集中しており、将来に向けた計画を作る余裕は無かったように思えました。

#### まずは自社の状況を理解して頂くこと

自社が儲かっているかどうかを示す損益状況とお金が回るかどうかの資金繰り状況を把握することから始めます。A 社の場合は部門別の損益を明確にし、それぞれの店舗の好調時との比較を行い、何が原因で利益が減少したのか社長と一緒に振り返りました。

#### 目標値を決めて、目標と現状の差を明確にする

A 社の目標値は、1 年後に損益トントン、つまり赤字を消して、営業利益 0 円まで改善を行うこととしました。そのためには、売上をどのくらい上げればよいのか、原価率、人件費率をどの程度まで抑える必要があるのか、その目標数値を決めました。

#### 目標値を達成するためのアクションプランを決める

売上・原価率・人件費率を目標値までもっていくためのアクションプランを社長と検討しました。特に意識したのは売上増加です。メイン客層 (ターゲット) を決め、そのお客様がどのような店を好み、どうすれば店に来てくれるのかを改めて考え直しました。そうして、「いつまでに、だれが、どのように」行動するのかというアクションプランを年間スケジュールとしてまとめました。

～ の事項を計画書としてまとめ、メイン銀行に報告致しました。メイン銀行からも「経営が厳しくなった原因や改善策を書面でもらったのは初めてです。」との話を頂きました。

A 社社長からは「計画書を策定してみて初めて自社の数字を知った気がします。目標や目標達成のためのアクションプランも、自分一人で決めていたので正直不安だった。早期経営改善計画が経営者としての自信を与えてくれました」との言葉を頂きました。その後 A 社は目標値をさらに上回る実績を上げ、資金繰りも安定し始めました。

### まとめ

早期経営改善計画は融資を受けるための事前準備ではなく、私達のような支援機関やメイン銀行が連携して中小企業の経営者をバックアップするための国の制度です。ご興味を持たれた方は是非弊社までご相談ください。



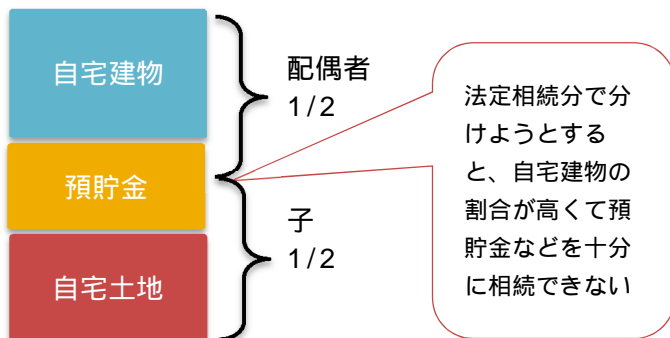
奥原 岳彦

## 民法改正 ～配偶者居住権制度～

今年 7 月に民法の改正法が成立し、早ければ来年から施行される見通しです。民法のうち相続法の分野での改正は昭和 55 年以来約 40 年ぶりです。これまで大きな見直しはありませんでしたが、その間にも高齢化は急速に進展し、相続時の配偶者の年齢も高齢化しています。このため今回の改正では残された配偶者の生活に配慮する観点から、「配偶者が自宅に居住する権利（配偶者居住権）の創設」や「婚姻期間 20 年以上の夫婦間での居住用不動産の贈与が特別受益の対象外」といった方策が盛り込まれました。

### 配偶者が自宅に居住する権利（配偶者居住権）の創設

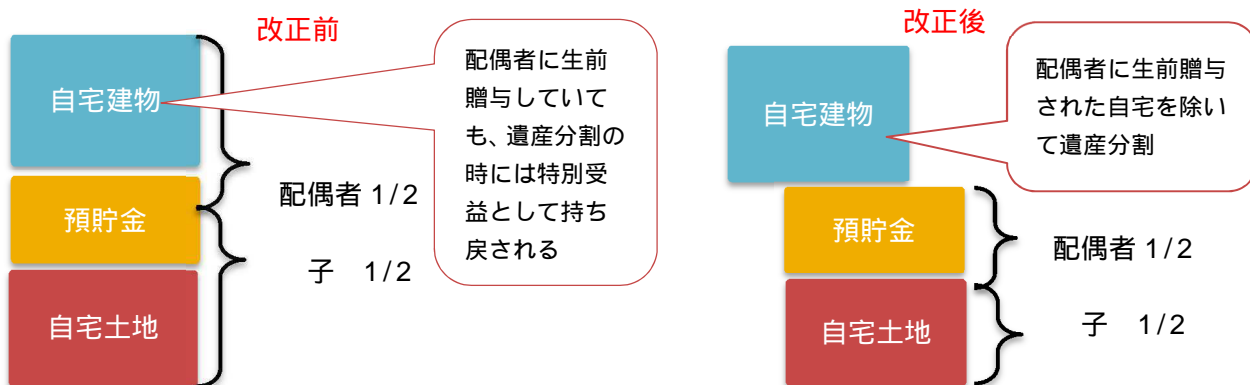
配偶者居住権は、死ぬまで自宅に住み続けられる権利です。仮に相続争いになった場合、配偶者が遺産分割で高額な自宅建物を相続してしまうと、老後の生活資金として期待していた預貯金を十分に取得できない、あるいは老後資金を確保しようとするれば自宅建物を相続できないといった恐れがありました。



そこで改正民法では、所有権が子供などにあっても配偶者が住み続けることができるように、家屋の価値を「所有権」と「居住権」に分け、配偶者が「居住権」だけを取得すれば引き続き家に住み続けることができることになりました。ただ、実際の相続の場面では建物の財産評価が高すぎて、財産の大半を占めてしまうケースはそう多くはありません。なぜなら建物の財産評価は築年数とともに減価していきますので、築年数が浅くなければ、せいぜい数百万円程度の評価にとどまるからです。ちなみに詳細は未定ですが、相続税額を計算する上での「居住権」の財産評価は、配偶者が高齢であるほど安く計算される仕組みになるようです。この「居住権」は配偶者の死亡によって権利が消滅しますが、配偶者の相続の際に相続税の計算上どのように財産評価する仕組みになるのか注目です。権利が消滅するのだから財産評価しないということになれば、節税対策として活用できる可能性もあるかもしれません。

### 婚姻期間 20 年以上の夫婦間での居住用不動産の贈与が特別受益の対象外

もともと税務上は「夫婦間で居住用不動産を贈与したときの配偶者控除」という特例があり、贈与税の基礎控除 110 万円のほかに最高 2,000 万円まで配偶者控除が取れるようになっていました。しかし、遺産分割の争いとなってしまった際には特別受益といって、生前贈与分は遺産をあらかじめ前渡ししたものに過ぎないとして、遺産分けの対象として持ち戻されてきました。今回の改正によって、結婚して 20 年以上の夫婦間で自宅を生前贈与した場合には、自宅は遺産分けの対象外とされました。このため自宅を除く財産について遺産分割を考えればよく、配偶者の取り分を増やす改正になっています。



今回の民法改正は、生前贈与・遺言・民事信託・養子縁組といった従来の相続対策に選択の幅を増やしたものであるでしょう。すでに相続対策を取られた方も、これから相続対策に取り組まれるという方も、ぜひ弊社に相談いただき適切な対策をとられることをおすすめします。

高橋 由一  
(以上)